

① 平成 17 年 2 月 7 日付け基発第 0207006 号「防じんマスクの選択、使用等について」
新旧対照表

新	旧
記	記
<p>第 1 事業者が留意する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防じんマスクの選択に当たっての留意事項 防じんマスクの選択に当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) 防じんマスクは、機械等検定規則（昭和 47 年労働省令第 45 号）第 14 条の規定に基づき<u>面体、ろ過材及び吸気補助具が分離できる吸気補助具付き防じんマスクの吸気補助具ごと</u>（使い捨て式防じんマスクにあつては面体ごと）に付されている型式検定合格標章により型式検定合格品であることを確認すること。<u>なお、吸気補助具付き防じんマスクについては、機械等検定規則（昭和 47 年労働省令第 45 号）に定める型式検定合格標章に「補」が記載されていることに留意すること。</u></p> <p><u>また、型式検定合格標章において、型式検定合格番号の同一のものが適切な組合せであり、当該組合せで使用して初めて型式検定に合格した防じんマスクとして有効に機能するものであることに留意すること。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 防じんマスクの使用に当たっての留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア 吸気弁、面体、排気弁、しめひも等に破損、<u>亀裂</u>又は著しい変形</p>	<p>第 1 事業者が留意する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防じんマスクの選択に当たっての留意事項 防じんマスクの選択に当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) 防じんマスクは、機械等検定規則（昭和 47 年労働省令第 45 号）第 14 条の規定に基づき<u>面体及びろ過材ごと</u>（使い捨て式防じんマスクにあつては面体ごと）に付されている型式検定合格標章により型式検定合格品であることを確認すること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 防じんマスクの使用に当たっての留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア 吸気弁、面体、排気弁、しめひも等に破損、<u>き裂</u>又は著しい変形</p>

がないこと。

イ～キ (略)

(3)～(6) (略)

4 防じんマスクの保守管理上の留意事項

防じんマスクの保守管理に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) (略)

(2) (前略) 湿気の少ない場所で、吸気弁、面体、排気弁、しめひも等の破損、亀裂、変形等 (後略)

(3) (略)

ア (略)

イ 吸気弁、面体、排気弁等について、破損、亀裂若しくは著しい変形を生じた場合又は粘性が認められた場合

ウ、エ (略)

(4) (前略) なお、保管に当たっては、積み重ね、折り曲げ等により面体、連結管、しめひも等について、亀裂、変形等の異常を生じないようにすること。

(以下略)

がないこと。

イ～キ (略)

(3)～(6) (略)

4 防じんマスクの保守管理上の留意事項

防じんマスクの保守管理に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) (略)

(2) (前略) 湿気の少ない場所で、吸気弁、面体、排気弁、しめひも等の破損、き裂、変形等 (後略)

(3) (略)

ア (略)

イ 吸気弁、面体、排気弁等について、破損、き裂若しくは著しい変形を生じた場合又は粘性が認められた場合

ウ、エ (略)

(4) (前略) なお、保管に当たっては、積み重ね、折り曲げ等により面体、連結管、しめひも等について、き裂、変形等の異常を生じないようにすること。

(以下略)

② 平成 17 年 2 月 7 日付け基発第 0207007 号「防毒マスクの選択、使用等について」新旧対照表

新 記	旧 記
<p>第 1 事業者が留意する事項</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 防毒マスクの使用に当たっての留意事項 防毒マスクの使用に当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア 吸気弁、面体、排気弁、しめひも等に破損、<u>亀裂</u>又は著しい変形がないこと。</p> <p>イ～ケ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>4 防毒マスクの保守管理上の留意事項 防毒マスクの保守管理に当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (前略) 湿気の少ない場所で、吸気弁、面体、排気弁、しめひも等の破損、<u>亀裂</u>、変形等 (後略)</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 吸気弁、面体、排気弁等について、破損、<u>亀裂</u>若しくは著しい変形を生じた場合又は粘性が認められた場合</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4) (前略) なお、保管に当たっては、積み重ね、折り曲げ等により面体、連結管、しめひも等について、<u>亀裂</u>、変形等の異常を生じないようにすること。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>第 1 事業者が留意する事項</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 防毒マスクの使用に当たっての留意事項 防毒マスクの使用に当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア 吸気弁、面体、排気弁、しめひも等に破損、<u>き裂</u>又は著しい変形がないこと。</p> <p>イ～ケ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>4 防毒マスクの保守管理上の留意事項 防毒マスクの保守管理に当たっては、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (前略) 湿気の少ない場所で、吸気弁、面体、排気弁、しめひも等の破損、<u>き裂</u>、変形等 (後略)</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 吸気弁、面体、排気弁等について、破損、<u>き裂</u>若しくは著しい変形を生じた場合又は粘性が認められた場合</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4) (前略) なお、保管に当たっては、積み重ね、折り曲げ等により面体、連結管、しめひも等について、<u>き裂</u>、変形等の異常を生じないようにすること。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

③ 平成17年4月1日付け基発第0401035号「登録製造時等検査機関が行う製造時等検査、登録個別検定機関が行う個別検定及び登録型式検定機関が行う型式検定の適正な実施について」新旧対照表

新		旧	
別添3		別添3	
別紙1 表5 防じんマスク		別紙1 表5 防じんマスク	
検定項目	検定の方法	検定項目	検定の方法
1 設計審査	(略)	1 設計審査	(略)
2～4 (略)	(略)	2～4 (略)	(略)
5 構造検査	吸気補助具付き防じんマスクの使用が想定され得る環境において、吸気補助具の作動に支障が出ない程度の防水・防じん構造を有していることを書面により確認すること。	5 性能試験	・規格第6条の条件に適合していること。
6 性能試験	(略)	6 表示検査	(略)
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)
判定基準	判定基準	判定基準	判定基準
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	・規格第5条の条件に適合していること。	(略)	・規格第6条の条件に適合していること。
(略)	(略)	(略)	(略)
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)